

復興支援策の状況等について

2025年3月21日

中部経済産業局 中小企業課

- 
- 1.信用保証による資金繰り支援**
 - 2.なりわい再建支援事業**
 - 3.日本政策金融公庫による資金繰り支援**
 - 4.持続化補助金**
 - 5.能登産業復興相談センターの概要**
 - 6.参考**

信用保証による資金繰り支援

セーフティネット保証4号

制度概要	自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠（上限2.8億円（うち無担保8,000万円））で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者
要件	市町村が発行する認定書（売上高が20%以上減少）

災害関係保証

制度概要	激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠（上限2.8億円（うち無担保8,000万円））で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
要件	罹災証明書等

伴走支援型特別保証（コロナ借換保証）

* 利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れする際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有する事業については、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。※石川県限定

ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

* リスケ時追加保証料をゼロにします。※石川県限定

日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付

※令和6年1月31日より取扱開始

対象者	① 被災4県に事業所を有し、<u>直接被害</u>を受けた中小企業者※1,2 ② ①の事業活動に依存し、<u>間接被害</u>を受けた中小企業者 ③ 今般の地震の影響により、<u>業況が悪化</u>している中小企業者※3 ※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響を含む
貸付限度額	①及び②の方☞(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円 ③の方☞ (国民事業)別枠4,800万円 (中小事業)7.2億円
貸付利率	①の方☞当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5▲0.9% 貸付後4年目以降は災害金利▲0.5% ②の方☞災害金利 ③の方☞基準金利(中小企業者の状況により変動)※6 ※4:(国民事業)3,000万円 (中小事業)1億円、所定の金額を上回る場合は災害金利▲0.5% ※5:令和7年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.65% ※6:令和7年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.30%(中小事業)1.65%
貸付期間	設備資金20年以内 運転資金15年以内(据置期間5年以内)

※令和6年に発生した大雨による被害も対象に含まれます。

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル
(0120-154-505)

なりわい再建支援事業

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震等による災害からの復旧・復興を促進します
中小企業特定施設等災害復旧費補助金
(なりわい再建支援事業)
 倒壊した施設の建て替えをしたい
 壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】
 石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震等※の被害を受けた中小企業等

※石川県では令和6年奥能登豪雨で被害を受けた6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の中小企業等も補助対象

【補助対象経費】
 工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】
 ・石川県内の事業者
 ⇒ 1.5億円
 一部5億円まで定額補助※
 ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合
 ・富山県・福井県・新潟県内の事業者
 ⇒ 3億円
 一部1億円まで定額補助※

【補助率】
 ・中小企業等
 ⇒ 3/4以内、一部定額補助
 ・中堅企業等
 ⇒ 1/2以内、一部定額補助

【今後の公募スケジュール】
 石川県 令和6年4月1日（月）より随時申請受付
 富山県 令和7年1月17日（金）～ 令和7年2月21日（金）
 福井県 令和7年3月3日（月）～ 令和7年3月31日（月）
 新潟県 令和7年3月3日（月）～ 令和7年3月28日（金）

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～交付決定	補助事業実施～事業完了
支援機関へ相談 （自治体へ依頼） 被災の証明書類・写真の準備 証明書類の発行	県公募受付開始 申請書類作成 県公募締切 県と国による事業計画等の確認 交付決定	補助事業開始 事業実施 実績報告 補助金の請求 補助額の確定 確定検査 補助金の支払

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【交付申請に必要な主な書類】

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各県税事務所の窓口で取得してください
3	見積書一覧表	（施設・設備それぞれ別に作成）
4	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上の相見積もり 見積書不足理由申立書（2者以上ない場合）
5	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、面積のわかる詳細図	建て替えを行う場合
6	設備の入替えを行う場合は、修理不能であることの証明書、設備比較証明書	設備の入替えを行う場合

※太字が本補助金の対象経費

想定活用事例①
 当該地震により、製造業の要となる、工場の建物や製造ラインの設備が損壊。**工場の建物と製造ラインの設備の修繕**を行った。

想定活用事例②
 当該地震により、建物が倒壊してしまった。同じ土地に同様の建物の**建て替え**を行い、再建を図った。

【お問い合わせ先】

石川県内の事業者	富山県内の事業者	福井県内の事業者	新潟県内の事業者
金沢事業者支援センター 0120-867-100	被災事業者復旧等支援窓口 076-444-3962	福井県 産業労働部 経営改革課 0776-20-0367	新潟県なりわい再建支援補助金事務局 025-288-6035
			

なりわい補助金活用事例

[トップページ](#)

[申請・届出](#)

[補助金・委託費](#)

[施策のご案内](#)

[イベント](#)

[入札・調達](#)

[統計](#)

[トップページ](#) > [施策のご案内](#) > [令和6年能登半島地震に係る復興支援](#) > なりわい再建支援補助金の活用事例を取りまとめました

令和6年能登半島地震災害関連

1. なりわい再建支援補助金について

中部経済産業局では、令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた地域のうち石川県・富山県を対象になりわい再建支援補助金を活用し、被災地の復旧を支援しています。

■各県補助金HP

■[石川県なりわい再建支援補助金（石川県のサイトへ）](#)

■[富山県なりわい再建支援補助金（富山県のサイトへ）](#)

2. なりわい再建支援補助金の活用事例

被災地域の早期復興を目指し、対象地域の方々に本事業への理解を深めて頂くことを目的とし、本補助金の活用事例を取りまとめました。御紹介させていただく事例は、今後も追加していく予定です。本補助金を活用される事業者の皆様の御参考になれば幸いです。

○ 石川県

○ [アスカ商事 株式会社（七尾市）](#)

○ [新輪商事 株式会社（株式会社 新出組）（輪島市）](#)

○ [cake shop Candy Apple（白山市）](#)

持続化補助金の概要

- 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4			定額、2 / 3	2 / 3	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費：2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算 「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

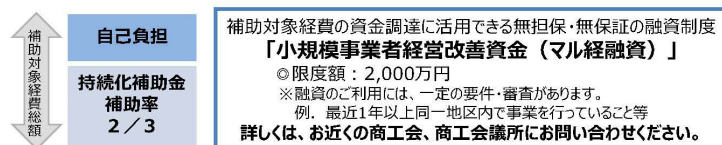
（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

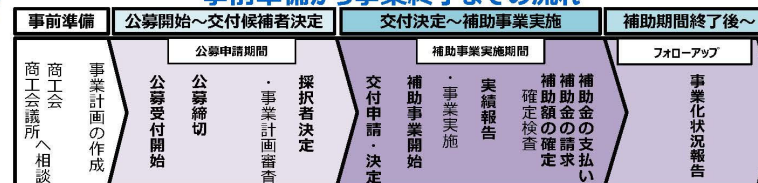
2 / 3

（賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3 / 4）

【関連融資制度】



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3 （賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3 / 4）
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

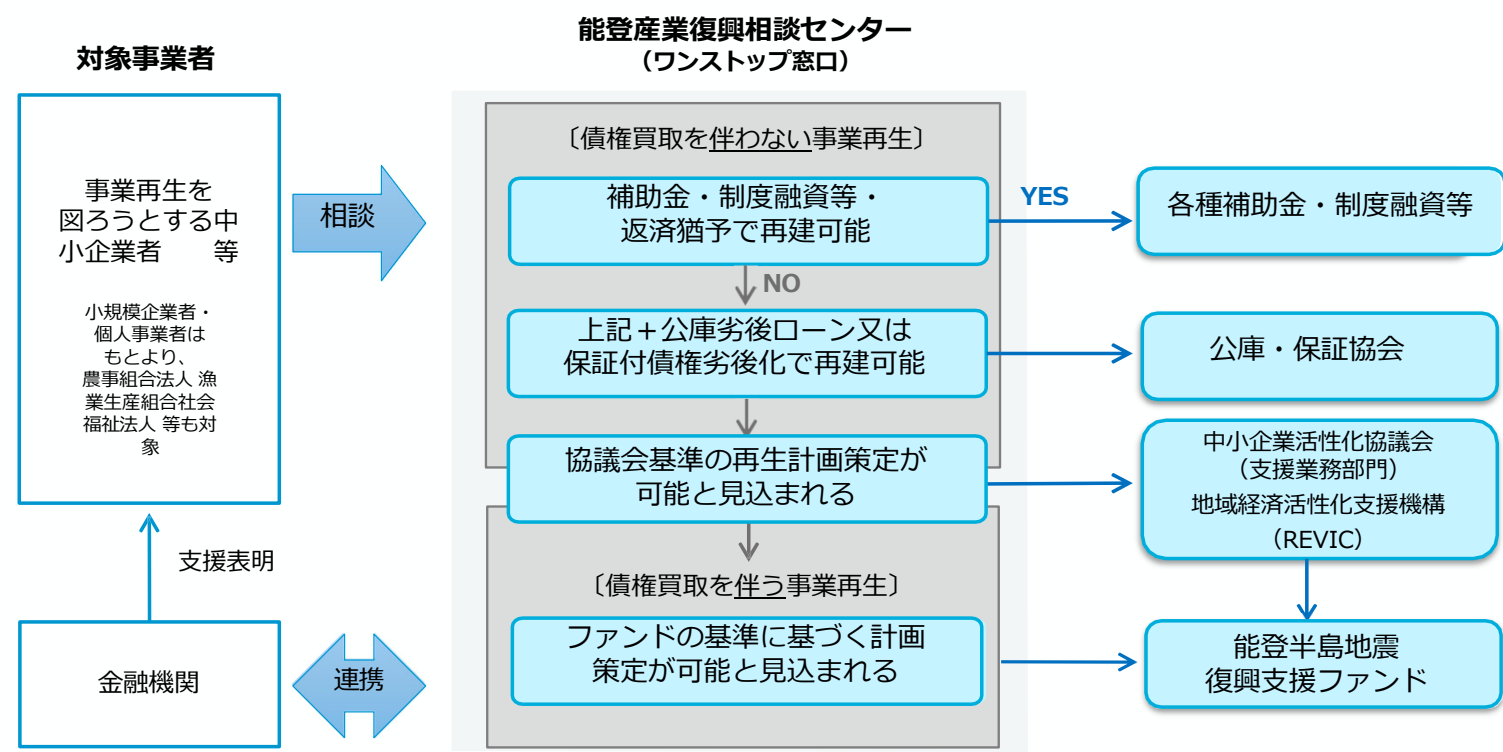
精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。



お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

能登産業復興相談センターの概要

センターは被災事業者からの相談を受け、事業者に応じた適切な支援につなぐ



※想定されるフローを簡易的に図式化したものであり、必ずしもこのフロー通りに個別案件の支援が進捗するとは限らない。

能登産業復興相談センターの概要

国が設置した復興のための公的機関

能登産業復興相談センターは国（中小企業庁）が設置する、公正中立な公的機関で、以下のような業務を行っています。

- 1 能登半島地震復興支援ファンドによる債権買取に関する支援
- 2 信用保証制度や制度融資等のご案内
- 3 外部専門家・関係支援機関のご紹介
（弁護士、公認会計士、活性化協議会、REVIC等）
- 4 再生計画の策定支援
- 5 国・県の補助制度のご案内 など
※補助金申請等の具体的な相談については、「能登事業者支援センター」で承ります。

以下ではこの**債権買取支援**をご紹介します。

対象となる事業者

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に事業所を有する、

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災した事業者

➤ 本社が上記3市3町になくても、事業所があれば対象になります。

債権買取支援の概要

債権買取支援の概要

- 能登産業復興相談センターが実施する支援のひとつで、主に能登半島地震の影響でいわゆる二重債務問題に直面している事業者を対象としています。
- 具体的には、事業計画の策定などを支援することで、復興を支援する官民ファンド※1が金融機関が有する金融債権を買い取る判断を容易にし、復興のための新規融資を受けやすくするものです。
 - 単に金融機関が持っている債権の売却を支援するだけでなく、必要に応じて**外部専門家**（弁護士、公認会計士等）も活用しながら、**事業復興に向けた事業計画の作成まで支援**します。
- 相談費用・外部専門家費用は、**原則として無料**※2です！

※1 能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合

※2 外部専門家費用に関しては、上限等があります。

二重債務問題とは？

- 能登半島地震の影響により、収益力に比して震災前の既往債務が負担となっていることから、金融機関による新規融資を受けられないために、被災事業者が事業の本格復興ができないという問題を、二重債務問題と言います。
- 例えば、震災前に金融機関から受けた融資が負担となり、事業用建物の再建に必要な新規融資を受けられないような状態がこれに該当します。

債権買取支援のイメージ

想定事例：被災前の銀行借入金が1,000万円ある事業者

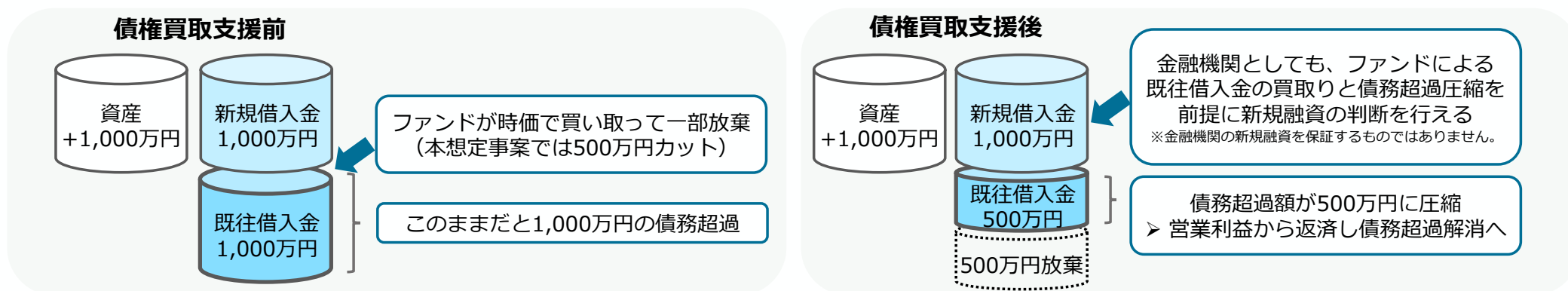
- 被災によって建物等が損壊、1,000万円の借入が残ってしまった。
- 建物等を再建するには、新たな借入1,000万円が必要。



追加で融資を受けられるのか？
過去の借入はどうなるのか？
合計2,000万円も返済できるのか？



想定事例においてあり得る債権買取支援の流れ



【参考】債権買取支援の流れ

①事業再生計画策定の支援

センターは、事業者の今後の事業計画の策定を支援します（適宜専門家等と連携）。計画の中で、再生のためには、どの程度被災前の債務の整理等が必要かも調べます。

②被災前の債務の整理・金融機関調整

センターは金融機関との間で調整を行います。
センターから要請を受けたファンドは銀行から既往債権を時価で買い取ります。
ファンドは買取った債権の返済条件等を変更して、返済負担を軽減します。

③新しい資金の供給（追加融資等）

金融機関は今後の事業計画が明らかになり、CFも改善するので、建物等の再建に必要な新規融資を行うことができるようになります。

④事業の再開・復興

事業者は新規融資を受け、建物等を再建し、事業を再開できます。

⑤ファンドからのEXIT

事業者は、支援期間満了後、ファンドから債権を買い戻します（必要に応じて金融機関から買戻し資金を調達）。

能登産業復興相談センターの活動状況（令和7年2月28日時点）

（単位：件）

センターでの対応		186
相談対応中		41
	窓口相談継続中	20
	買取等に向け検討中	21
買取決定		0
	金融支援の合意	0
	買取完了	0
対応終了		145
	助言・説明等	81
	融資制度の紹介	12
	補助金の紹介	40
	他機関への連携	10
	その他	2

再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

2025年3月17日
経済産業省
金融庁
財務省

1. 2024年3月に「再生支援の総合的対策」を策定してから1年が経過。**中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）への相談件数も過去最高水準**に達し、事業再生支援ニーズはより一層高まっている状況。
2. 足元では、**債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定**。中小企業向けには、更に、**協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した支援を一層充実させていく必要がある**。特に、**抜本再生・再チャレンジ案件が増加していることを踏まえ、時機を逃すことなく、「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化**する。

1. 早期相談に向けた取組強化

- 信用保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているが、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、**一層の促進**。
- コロナ禍で信用保証協会が実質メインとなる事業者が増加したこと等を踏まえ、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、**経営情報のモニタリングの高度化**を図る仕組みを構築するよう促す。
- 再チャレンジ支援が増加する中、関係機関も含め、**経営状況の悪化が進んでしまった段階での相談にならないよう意識を醸成**。

① 信用保証協会向け監督指針改正後のPDCAの徹底

→信用保証協会による協議会への持込状況の把握や主体的な検討に基づく支援状況を確認【2025年夏頃】

② 金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の拡充・延長

→2025年2月に実施した民間金融機関による支援要件の拡充と期限延長を契機として、事業の通称をボスコ事業からVアップ事業に変更【2025年4月～】

③ 中小企業・小規模事業者の経営状況の「予兆管理における着眼点」を整理・公表

→信用保証付融資先の予兆管理の取組を促進【2025年3月】

④ 経営悪化の予兆が検知された場合の情報共有・連携の考え方を整理・公表

→税理士等の認定経営革新等支援機関とも連携し、経営状況のモニタリング結果の活用の方針を検討【2025年3月】

⑤ 中小企業・小規模事業者が一定の経営情報を提供するインセンティブの具体化

→予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業による経営情報の提供を要件とした支援策の導入等を検討【2025年度中】

⑥ 再チャレンジ事例集の公表

→早期決断による円滑な再チャレンジの意識醸成に活用【2025年4月】

2. 事業再生支援の体制強化

- 事業再生支援ニーズの高まりに対応すべく、政府系金融機関との連携も含め、**各地域での事業再生支援の専門家育成を一層促進。**
- 対象事業者が躊躇せず、円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、**再チャレンジ支援内容を拡大。**
- 信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、**抜本再生のための求償権放棄手続を迅速化。**

中小企業活性化協議会・事業再生GL

- ① **トレーニー研修制度・協議会補佐人制度の活用や全国本部のサポート強化等**による専門家育成
→トレーニー派遣の経験ある地銀・信金・信用保証協会割合を5割に
→協議会補佐人制度の活用協議会を倍増
→「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家不在地域を解消（12→0）
→全国本部によるサポート体制強化により低評価協議会を中心とした協議会の支援レベルを向上【2025年度中】
- ② **再チャレンジ支援の拡充**
→一定の条件の下、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等に対する支援を実施【2025年3月～】
- ③ **個人事業主の債務免除益の税務上の取扱いの明確化**
→協議会スキーム及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき策定された再生計画により個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いを、国税庁への照会により明確化・公表【2025年1月】

政府系金融機関

- ① **日本政策金融公庫等の事業再生等に関するノウハウ・ネットワークの活用**
→全国ネットワークを通じた事業再生支援のノウハウを活かし、引き続き関係機関（民間金融機関、協議会）との連携を促進
→事業再生途上にあり、事業承継の課題も抱える事業者に対して、関係機関と連携した計画策定支援の促進
（※）事業再生に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の実施
- ② **商工中金の事業再生支援機能の強化**
→協議会との事業再生ノウハウ共有や人的サポート・連携体制を強化【2025年春頃】
→経営改善に向けた長期戦略策定サービスを創設し、本部の専門人材が営業店と一体的に策定を支援【2025年春頃】
→全国型再生ファンド活用促進、地銀との連携強化
→本部において事業再生の専門人材の配置を拡大するとともに、社内資格の「経営サポーター」取得者のノウハウ向上により、商工中金の対応力を底上げ

保証付融資の求償権放棄円滑化

- ① 「自治体における**求償権放棄手続の手引（仮称）**」の策定・公表
→自治体内手続迅速化に向け、手続時の参考資料を提供【2025年夏頃】

民間金融機関

- ① **「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップ**
→民間金融機関が経営者保証を締結する際の説明・記録の状況等をフォローアップ【2025年】
- ② **経営改善・事業再生支援の取組状況のフォローアップ**
→早期の経営改善・事業再生支援に向けた民間金融機関の取組状況（「早期経営改善計画策定支援事業」の活用状況、事業承継・M&Aに係る支援の状況含む）をフォローアップ【2025年度】

3. その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

- ① **「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の開始**
→協議会等の関与のもとで策定した計画の実行に必要な資金を、信用保証付融資で支援【2025年3月14日～】
- ② **日本政策金融公庫等の通常資本金性劣後ローンの拡充**
→コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化【2025年3月～】
- ③ **「協調支援型特別保証制度」の開始**
→民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮【2025年3月14日～】
- ④ **日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付金利引下げ措置の延長**
→原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けの資金繰り支援を継続【2025年4月～】

【参考】中小企業活性化協議会について

- **中小企業活性化協議会**は、中小企業の「駆け込み寺」として**全国47都道府県に設置**し、金融機関OBや士業等の常駐専門家を配置。
- 中小企業活性化協議会がハブとなり、金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の**収益力改善、事業再生、再チャレンジのフェーズを地域全体で支援**。

相談 対応	相 談 対 応		
	収益力改善フェーズ	再生フェーズ	再チャレンジフェーズ
中小企業活性化協議会が一元的に対応	民間専門家（認定経営革新等支援機関）が支援・伴走		
	早期経営改善支援 - 金融支援まで至る前段階の早期の経営改善（資金繰り計画等の基本的な計画策定）を支援。 ※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言	経営改善支援（405事業 通常枠） - リスク・新規融資等の金融支援を含む経営改善計画を支援。 ※必要に応じて中小企業活性化協議会の常駐専門家が助言	再生・廃業支援（405事業 中小版GL枠） 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（中小版GL）に基づく私的整理（事業再生又は廃業）を支援。
	中小企業活性化協議会の常駐専門家が支援・伴走		
	収益力改善支援 収益力低下、借入増加の恐れのある中小企業を対象に、1年間で3年間の収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画策定を支援。	プレ再生支援 - 将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善を支援。 再生支援 - 外部専門家とともに、リスクスケジュール・DDS・債権放棄などの金融支援（財務面の支援）を含む再生計画の策定を支援。	再チャレンジ支援 事業再生が極めて困難な中小企業等を対象に、円滑な廃業に向けた助言や弁護士の紹介、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援。